地域再生計画

1.地域再生計画の名称

みけつくに

「御食国若狭おばま」水環境保全計画

2.地域再生計画の作成主体の名称

福井県小浜市

3.地域再生計画の区域

福井県小浜市の全域

4.地域再生計画の目標

小浜市は、福井県の南西部に位置し、人口33,197人(平成17年9月1日現在) 面積232.85平方キロメートルで、北は国定公園の指定を受けた日本海唯一のリアス式海岸を有する若狭湾に面し、南は、京都北部の山岳地帯で一部滋賀県とも接している。市のほぼ中央を流れる北川・南川の2大河川は、それぞれ滋賀県境と京都府境を水源地として海岸に沿って細長く走る肥沃な平野を貫流し、小浜湾に流入している。特に北川は、日本一の清流と高く評価されている。

生活習慣や言語などは、近畿圏域との歴史的・文化的なつながりが強い地域である。

若狭おばまは「海のある奈良」と呼ばれ数々の寺社と文化財が点在し、大陸と 日本の都を結ぶ海陸交通の要衝の地として栄えてきた。

また御食国(みけつくに)として古来天皇家に海産物などを献上する国であり、 その新鮮で豊富な食材と多彩な食文化は、現在のまちにも息づいている。

食は文化の根源であり本市が「御食国」として栄えてきたことを受け、豊富な 海産物などの資源と食文化を生かすとともに、食を育んだ森と水、川、海などの 環境保全に努めることも意味している。

本市には、奈良・東大寺二月堂「お水取り」で汲み上げる香水を送る、「お水送り」が行われる「鵜の瀬」が名水百選に認定され、その「鵜の瀬」の水源となる百里ヶ岳を中心とした上根来地区が水源の森百選に認定されている。さらに2大河川が流入する小浜湾の海岸は、澄んだ海水ときれいな砂浜で日本の渚百選に認定されている。

生活排水を処理するために昭和58年からは市の中心部で公共下水道事業を、昭和60年からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、昭和61年からは漁村地域で漁業集落排水事業を、平成5年からは浄化槽の個人設置型事業を展開してきた。現在も平成14年に策定した福井県汚水処理施設整備構想に基づき

汚水処理施設の整備を推進してきているところであるが、小浜市の汚水処理人口普及率は、平成16年度末で76.4%と、全国平均の79.4%、福井県平均の78.0%と比較して低い状況となっており、生活雑排水による水質悪化の影響が顕著になってきている。

このため水環境に関連する活動もたくさん報告されており、平成13年度から平成15年度の3ヵ年をかけて計画された、各地区の特性を生かしたまち・むらづくりを自らが考え自らが作る、「新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業」では多くの地区で自然環境づくりや水との共生を挙げており、平成16年度より「御食国いきいきまちづくり活動事業」としてビオトープでのホタル、タニシ、トンボなどの再生の実施段階に入っている。アマモマーメイドプロジェクトでは、きれいな海を取り戻そうと地元高校生と地域住民においてアマモ(海草)が定植され、生育を観察しながら小浜湾の再生に期待を寄せている。その他にも、豊な海の森づくり活動等が行われている。

このことから、公共下水道および浄化槽による汚水処理施設の整備促進を図ることにより、水環境の保全・再生を図り、本市の目指すべき将来像である、「心やすらぐ美食の郷 御食国若狭おばま」を推進し、本市に住む人が心やすらぐ生活環境の形成を図る。

目標 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を76.4%から95.0%に向上)

なお平成19年1月の第6回認定申請において浄化槽整備事業の新たな事業計画を策定し変更の認定申請を行い、名水百選にも指定されている「鵜の瀬」を抱える遠敷地区下根来集落を中心とした浄化槽による集落環境整備を促進する。名水百選「鵜の瀬」は本市の重要な観光資源であり早期の集落環境整備の実現により清流「鵜の瀬」周辺の水環境の保全を図ることにより観光交流人口の増加および地域の活性化が期待できる。

5.目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

平成15年5月31日に事業認可を受けた今富地区および遠敷地区を中心に公共下水道を整備し、内外海地区、口名田地区および遠敷地区の一部地域を浄化槽(個人設置型)にて整備を行う。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道……平成15年5月に事業認可

[事業主体]

・いずれも小浜市

[施設の種類]

·公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道東部処理区

・浄化槽(個人設置型) 内外海地区、口名田地区、遠敷地区の一部

[事業期間]

・公共下水道 平成17年度~21年度・浄化槽(個人設置型) 平成18年度~21年度

[整備量]

・公共下水道 150~300 45,000m

・浄化槽(個人設置型) 浄化槽 53基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 東部処理区で5,960人、浄化槽 内外海地区で20人、口名田地区で36人、遠敷地区で153人

[事業費]

・公共下水道 事業費2,385,000千円

(うち、交付金1,192,500千円)

単独事業費2,163,000千円

・浄化槽(個人設置型) 事業費21,942千円

(うち交付金7,314千円)

・合計 事業費2,406,942千円

(うち交付金1,199,814千円) 単独事業費2,163,000千円

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「御食国若狭おばま」水環 境保全計画を達成するため、以下の事業を行うものとする。

(1)アマモマーメイドプロジェクト

小浜湾のきれいな海を取り戻すため、地元高校生と地域住民において海草のアマモを定植し、小浜湾の再生を目指す。

(2)御食国いきいきまちづくり活動事業

市内各地区が独自の特性を生かしたまち・むらづくりを進める中で、自然環境を保全・再生し、水との共生空間の創出を図る。

(3)豊な海の森づくり活動

豊な海を育む森林を、漁業者、地域住民が協力、保全し、健全な森林、豊な漁場を形成する。

6.計画期間

平成17年度~21年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、地域再生担当者による会議において、汚水処理人口普及率の数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市、学識経験者、市民で構成する「小浜浄化センター管理協議会」にて、施設の整備状況について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同協議会において把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるよう提言する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし